

## 第 2 0 回 学 長 選 考 会 議 議 事 要 録

日 時 平成 2 7 年 7 月 1 0 日 (金) 9 時 5 0 分～  
場 所 名鉄グランドホテル 桐の間  
出 席 者 委員 8 名 (第 1 号委員：祖父江典人委員, 渡邊幹男委員)  
(第 2 号委員：金森昭夫委員, 杉山寛行委員, 辻村哲夫委員)  
(第 3 号委員：中田敏夫委員, 菅沼教生委員, 白石薫二委員)

### 議 事

1. 第 1 9 回学長選考会議議事要録の承認について  
議長から提議され, これを承認した。
2. 国立大学法人法改正に伴う関係規程の改正について  
議長から提議され, 事務局から資料に基づき説明が行われた。まず学長選考会議規程について審議を行い, 原案どおり承認した。

続いて, 学長選考規程について, 教職員会議 (平成 2 7 年 7 月 1 日開催) や附属学校運営委員会 (平成 2 7 年 7 月 3 日開催) で本件の報告をした際に意見のあった事柄を中心に審議を行い, 原案の一部を修正して, これを承認した。

#### 【教職員会議】

- ・ 学長候補適任者を推薦できる者が経営協議会委員において学長選考会議委員を除くのであれば, 学内者においても学長選考会議委員を除いた方が良いのではないかという意見について, これを認め, 修正することとした。(第 5 条)
- ・ 投票による意向聴取をおこなう者が事務職員のうち主任以上の職にある者とされているが, 現規程の全員から対象範囲が縮小されているので事務職員に意見を聞いてもらいたいという意見について, 部課長会議 (平成 2 7 年 6 月 8 日開催) において意見を求めた結果, 特段強い意見もなかったため, 原案どおりとすることとした。(第 9 条第 1 項第 4 号)
- ・ 学長選考会議は, 第 6 条, 第 8 条及び前条の規定に基づき審査等の結果を参考にし, 学長候補者 1 人を選出する。とあるが, 現規程の「尊重」という表現から「参考」に変更されており, 本学教職員の投票結果については今後も「尊重」してもらえるのか確認したいという意見について, 今回の国立大学法人法の改正の趣旨を鑑みて, 原案どおり「参考」とすることとした。(第 1 0 条)

#### 【附属学校運営委員会】

- ・ 学年主任も意向聴取有資格者として扱って欲しいという意見について, これまでも議論してきたが, 以前の附属学校からの要望, 本学の附属学校教員の大多数が交流人事であること, 他大学の状況等を踏まえ, 原案どおりとすることとした。(第 9 条第 1 項第 3 号)

続いて、学長解任規程について審議を行い、第3条第1項において、議長の判断等で会議を開催しない場合でも、同第2項は委員総数の3分の2以上の者から審査の請求があった場合は、学長選考会議を開催しなくてはならないという意図で記載したものであることを確認し、原案の一部を修正して、これを承認した。

**【教職員会議】**

- ・ 学長選考会議に学長の解任について審査請求できるのは経営協議会又は教育研究教育研究評議会のいずれかの委員総数の2分の1以上の者から審査の請求があった時とされているが、2分の1ではハードルが高いのではないかという意見について、前回の学長選考会議において実行性を考慮して3分の2を2分の1に下げたという経緯もあり、原案どおりとすることとした。（第4条第1項第1号）

議長より、今回の修正を反映したものをEメールで送付するので、改めて確認してもらい、その上で意見がなければ今会議の開催日である7月10日を制定の日付にしたい旨発言があり、これを了承した。

3. その他

次回開催について

議長から提議され、学長選考実施細則について原案を作成した後、改めて日程を調整し開催する旨発言があり、これを了承した。

閉 会 11時30分